

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

## I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

### 1. 基本的な考え方

当社は、株主、取引先、従業員、消費者、地域社会等の多くのステークホルダーの信頼と期待に応えるとともに、企業の社会的責任(CSR)を重視した経営を進め、企業価値の向上と社会への貢献を実現すること、信頼される社会を実現することが重要な経営課題であると考えております。そのためには、経営の健全性、透明性を高め、また経営管理体制や監査機能の強化を図り、社会正義に合致した企業活動をしてまいります。

### 2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%以上20%未満
-----------	------------

#### 【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社三菱東京UFJ銀行	35,079,845	20.00
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	15,397,000	8.77
第一生命保険株式会社 (常任代理人 資産管理サービス信託銀行株式会社)	6,799,619	3.87
明治安田生命保険相互会社 (常任代理人 資産管理サービス信託銀行株式会社)	6,378,954	3.63
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	6,015,000	3.42
ジャックス共栄会	4,528,785	2.58
ジャックス職員持株会	3,450,697	1.96
CBNY-GOVERNMENT OF NORWAY (常任代理人 シティバンク銀行株式会社)	2,974,999	1.69
日本生命保険相互会社	2,940,365	1.67
三菱UFJ信託銀行株式会社 (常任代理人 日本マスタートラスト信託銀行株式会社)	2,822,000	1.60

支配株主(親会社を除く)の有無	なし
-----------------	----

親会社の有無	なし
--------	----

補足説明

### 3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部、札幌 既存市場
決算期	3月
業種	その他金融業
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

\_\_\_\_\_

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

\_\_\_\_\_

## II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

### 1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

#### 【取締役関係】

定款上の取締役の員数	12名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	9名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2名

#### 会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
神岡 晴夫	他の会社の出身者													
原 邦明	公認会計士													

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k その他

#### 会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
神岡 晴夫	○	—	同氏は、これまでの会社経営で培った豊富な経験と知見を有しており、これらを生かして、公平で客観的な観点から当社の経営に意見・助言をいただけると判断し、社外取締役に選任しております。 また、一般株主と利益相反が生じるおそれがないことから、独立役員に指定しております。
原 邦明	○	—	同氏は、公認会計士として国内外における豊富な知見と経験、幅広い見識を有しており、これらを生かして、公平で客観的な観点から当社の経営に意見・助言をいただけると判断し、社外取締役に選任しております。 また、一般株主と利益相反が生じるおそれが

ないことから、独立役員に指定しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する  
任意の委員会の有無

なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無

設置している

定款上の監査役の数

5名

監査役の数

4名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況 更新

監査室は、代表取締役社長直轄の独立性を確保した内部監査部門として設置しております。平成27年7月1日現在、監査室室長を含め18名で構成されております。当社グループ各拠点の事業全般にわたるリスク・マネジメントコントロール及びガバナンス・プロセスの有効性について検討・評価し、内部統制システム整備方針等に基づいた内部監査業務を行っております。

監査役は、平成27年7月1日現在、4名（うち社外監査役2名）で構成され、株主の負託を受けた独立の機関として取締役の職務執行を監査しております。監査役会は、監査役の監査に関する意見を形成するための協議、決議機関であり、各監査役は、監査役会を活用して実効性の確保に努めております。また、職務遂行を補助する組織として監査役会事務局を設置し、専任の職員を配置しております。監査役は、内部監査部門である監査室と内部監査の結果や内部統制システムの構築・運用の状況について、原則として、月1回意見交換を行っております。

内部統制部門であるコンプライアンス統括部は、監査役と必要に応じて内部統制システム上の問題や進捗状況などの報告や情報交換を行っております。更に監査室及び会計監査人とは、連携を図るため定期的に意見交換や情報交換を行っております。

会計監査については、有限責任あずさ監査法人と監査契約を締結しております。執行した公認会計士は、園田博之氏、猪俣雅弘氏並びに公認会計士9名、その他10名であります。なお、継続監査年数は、執行した公認会計士両名のいずれも7年以下のため、記載を省略しております。

監査役及び監査役会は、会計監査人である有限責任あずさ監査法人から、年間監査計画の説明や監査の概要、監査結果の報告を受け、意見の交換を行うなど、会計監査人との連携を緊密に図っております。加えて、内部統制システムの構築・運用の状況及びリスク評価等についても意見交換を行っております。

社外監査役の選任状況

選任している

社外監査役の数

2名

社外監査役のうち独立役員に指定されている人数

1名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
藤崎 三郎助	その他										○			
藤村 啓	弁護士													

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与

c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

d 上場会社の親会社の監査役

e 上場会社の兄弟会社の業務執行者

f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

i 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）

j 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）

k 社外役員との相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）

l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
藤崎 三郎助		同氏は株式会社藤崎の代表取締役社長を兼務しております。当社は株式会社藤崎との間にクレジットの加盟店取引関係があります、同社とは営業上の取引関係があります。	同氏の経営者として培われた豊富な知識・経験等を当社の監査体制に生かしていただきたいためです。
藤村 啓	○	——	同氏の法曹界で培われた知識・経験を当社の監査体制に生かしていただきたいためです。また、一般株主と利益相反の生じるおそれはなく、独立性の高いことから独立役員に指定しております。

#### 【独立役員関係】

独立役員の人数	3名
その他独立役員に関する事項	

#### 【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入
---------------------------	----------------

該当項目に関する補足説明
--------------

平成24年6月28日開催の第81期定時株主総会におきまして、第77期定時株主総会で決議された取締役報酬限度額(年間3億円以内)の範囲内で株式報酬型ストックオプションとして新株予約権を発行することが決議されました。なお、取締役報酬限度額は第82期定時株主総会において、年間4億円以内と改定されております。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役
-----------------	-------

該当項目に関する補足説明
--------------

付与対象者は社内取締役及び役付執行役員となっております。企業業績により株価が変動することから、株価に対する意識が高まり、業績向上へのインセンティブとなっております。

#### 【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬)の開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明 <span style="background-color: #FFD700;">更新</span>
---

第84期における取締役及び監査役に対する報酬  
・取締役7名に対する総額264百万円(基本報酬222百万円、ストックオプション42百万円)  
・監査役2名に対する総額37百万円  
・社外役員5名に対する総額21百万円  
なお、上記には、平成26年度に退任した取締役1名を含んでおります。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
----------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容
------------------------

取締役の報酬につきましては、第82期定時株主総会で決議いただいた限度の範囲内とし、基本報酬、株式報酬型ストックオプションで構成されております。報酬の算定につきましては、取締役会で決議した業績に連動した役員内規に加え、個人の貢献度に基づき決定しております。

#### 【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役及び社外監査役につきましては、総務部が窓口となり、必要に応じて取締役会や監査役会の議案の説明や資料の配布を事前に行っております。

## 2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

### 1. 現状の体制の概要

当社は取締役会、監査役会を置き、その枠組みの中で執行役員制度を導入したコーポレート・ガバナンス体制を敷いております。さらに、経営上の重要な課題や様々なリスクに対応するため、内部統制委員会、コンプライアンス委員会、個人情報保護委員会などを設置しております。これらの委員会は会社法に規定された委員会ではありませんが、それぞれ代表取締役社長を委員長として、実効性の確保を図るとともに、透明性と説明責任の向上、執行の役割分担の明確化を確保し、実効性の高いコーポレート・ガバナンスを目指しております。

#### (1) 取締役会

取締役会は、平成27年7月1日現在、9名(うち社外取締役2名)で構成され、当社の経営に関する基本方針、重要な業務執行に関する事項、株主総会の決議により授権された事項の他、法令及び定款に定められた事項の決定及び重要な業務執行状況につき報告を受けることにより、経営者の業務執行を監督しております。また、取締役の任期は1年としています。

#### (2) 監査役及び監査役会

当社の監査役は、平成27年7月1日現在、4名(うち社外監査役2名)で構成され、株主の負託を受けた独立の機関として取締役の職務執行を監査しております。監査役会は、監査役の監査に関する意見を形成するための協議、決議機関であり、各監査役は、監査役会を活用して実効性の確保に努めております。また、職務遂行を補助する組織として監査役会事務局を設置し、専任の職員を配置しております。

#### (3) 経営会議

経営会議は、COOの諮問機関として、各部門を統括する執行役員等で構成され、原則月3回開催しております。取締役会から委任を受けた事項、業務執行上の重要案件や諸問題について幅広く検討・討議し、迅速に執行できる体制としております。

#### (4) 監査室

監査室は、代表取締役社長直轄の独立性を確保した内部監査部門として設置しています。平成27年7月1日現在、監査室室長を含め18名で構成されております。当社グループ各拠点の事業全般にわたるリスク・マネジメントコントロール及びガバナンス・プロセスの有効性について検討・評価し、内部統制システム整備方針等に基づいた内部監査業務を行っております。

#### (5) 会計監査人

当社の会計監査業務を執行した公認会計士は、有限責任 あずさ監査法人所属の園田博之氏、猪俣雅弘氏並びに公認会計士9名、その他10名であります。

#### (6) 各種委員会

当社における主な委員会は以下の通りです。

##### a. 内部統制委員会

内部統制委員会は、当社グループの業務の適正を確保する体制を構築し、内部統制とリスク管理を統合的かつ効率的に推進することを目的としております。委員会は、社長、副社長、コンプライアンス統括役員、各部門を統括する執行役員と監査室長並びに顧問弁護士で構成され、必要に応じて本部の部長をメンバーに加えております。また、事務局をコンプライアンス統括部に置き、原則として隔月開催しております。

##### b. コンプライアンス委員会

コンプライアンス委員会は、当社グループがコンプライアンスに根ざした事業活動を推進することを目的としております。委員会は社長、副社長、コンプライアンス統括役員、各部門を統括する執行役員、監査室長、国内子会社の社長で構成され、協議には必要に応じて顧問弁護士が加わり、専門的な見地から助言を行っております。事務局はコンプライアンス統括部に置き、原則毎月1回開催しております。

##### c. 個人情報保護委員会

当社は、個人情報を取得し、信用を供与することを事業として行っており、個人情報保護委員会は、当社グループの個人情報保護態勢の改善と強化を目的としております。委員会は、個人情報取扱に関する当社の最高機関と位置づけられ、社長、副社長、コンプライアンス統括役員、各部門を統括する執行役員並びに関連する本部の部長から構成されております。事務局はコンプライアンス統括部に置き、原則として3ヶ月ごとに開催しております。

## 3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

※現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由を記載してください。

当社がこのようなコーポレート・ガバナンス体制を選択した理由は、取締役会の「意思決定・監査機能」と監査役(会)による経営の監査機能の実効性を高める一方、会社業務に精通した社内取締役、執行役員を中心とした実態に即した経営がそれぞれの役割と責任を明確にし、自律、責任、スピードのある経営を実現するために最善であると考えたからであります。

### Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

#### 1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	早期発送に努めています。 直近の株主総会開催日：平成27年6月26日 招集通知の発送日：平成27年6月4日
電磁的方法による議決権の行使	平成23年6月開催の第80期定時株主総会より導入
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	平成23年6月開催の第80期定時株主総会より導入

#### 2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	年2回(中間決算、本決算)決算発表後1週間後をめぐりにアナリスト・機関投資家向けに決算説明会を開催。	あり
IR資料のホームページ掲載	URL： <a href="http://www.jaccs.co.jp/corporate/ir/index.html">http://www.jaccs.co.jp/corporate/ir/index.html</a> 東証で開示した決算短信のほか、有価証券報告書、アナリスト・機関投資家向けの決算説明会資料、株主あての株主通信、英文アニュアル・レポートなど掲載。	
IRに関する部署(担当者)の設置	経営企画部広報課にIR専任担当者を置いている。	

#### 3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社が存在し、活動していくために必要な社会との関わりのおうで、ステークホルダーの信頼に応え、満足度を向上させていくことであり、この考え方を『これからも、正しく、利益をあげ続ける会社でありたい』という言葉に凝縮してCSRに取り組んでいます。
環境保全活動、CSR活動等の実施	環境保全活動として、環境委員会を中心に啓蒙活動を行いエネルギー使用量の削減に取り組んでおります。また、社会貢献の一環として「日本盲導犬協会カード」を発行し、各種プログラムによって日本盲導犬協会に寄付できるなどの取り組みを行っております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	重要な経営情報の開示統制手続きに関するディスクロージャー規程およびディスクロージャーポリシーを策定し、ステークホルダーの方々に対し、当社グループに係る情報の適時、公正かつ公平な開示を行っています。

## IV 内部統制システム等に関する事項

### 1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

※内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況を記載してください。

当社は、会社法及び会社法施行規則等に基づき、内部統制システムの構築において遵守すべき基本方針を定める。また、本方針に基づく内部統制システムの整備状況を継続的に評価し、必要な改善を図ることにより、一層実効性のある適正な内部統制システムの構築・運用を実施していくものとする。

- 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
  - 法令、定款等の遵守を目的として、「倫理規程」等の社内規程を定め、取締役自らが率先垂範する。
  - 企業の社会的責任を十分認識し、反社会的勢力に対しては毅然とした態度で臨むとともに不当要求を拒絶し、それら勢力との取引や資金提供を疑われるような一切の関係を遮断する。
  - 取締役会によって取締役の職務の執行を監視する。
  - 内部統制及びコンプライアンス体制を整備・推進するため、代表取締役社長を委員長とする内部統制委員会及びコンプライアンス委員会を設置し、定期的に開催する。
- 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
  - 取締役の職務執行に係る情報については、「文書保存規程」に基づき、適切かつ確実に検索が容易な状態で保存・管理するとともに、情報種別に応じて定められた期間、保存する。
  - JANETホストシステム開発・保守・運用の管理業務において、「ISO/IEC27001」を取得しており、これの求める規準を維持して情報資産の管理を行う。
  - これらの文書、情報等は必要に応じ、必要な関係者が閲覧できる体制を維持する。
- 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
  - 「リスク管理規程」により事業上のリスク管理に関する基本方針や体制を定め、この規程に沿ったリスク管理体制を整備、構築する。
  - 事業上のリスクとして、信用リスク・市場関連リスク・事務リスク・システムリスク・コンプライアンスリスク・情報関連リスク等を認識し、これらリスクカテゴリー毎の管理統括部署を定め、会社横断的にリスクの評価・管理等を行う。
  - 内部統制委員会の下部組織としてリスク管理委員会を設置し、適切なリスク管理が行える体制とする。
  - 事業活動上の重大な事態が発生した場合には、緊急対策協議会運営規程に則り緊急対策協議会を招集し、迅速な対応を行うことにより損失・被害を最小限にとどめる体制を整える。
- 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
  - 企業価値向上のために制定した中期経営計画及び年次事業計画に基づいて、目標達成のために活動し、その進捗状況の管理を行う。
  - 執行役員制度を導入し、取締役は12名以内とする。その少人数の取締役会において、経営上の重要な意思決定を迅速に行い、職務執行の監視を行う。職務の執行は執行役員(取締役兼務者含む)が取締役会の決議に基づいて役割を分担し、効率的な執行ができる体制とする。
  - 「本部の組織・職制・職務分掌規程」等により、役割と責任、職務等について定める。
  - COOの諮問機関として、事業部門を統括する執行役員等で構成する経営会議を、定期(原則月3回)及び必要に応じて開催し、業務執行上の重要事項について報告・検討を行う。
  - 地域毎に営業拠点を統括する部長(エリア統括部長)と役員等との会議を定期的に開催し、各地域の執行状況の報告、課題の検討等を行う。
- 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
  - 倫理規程及び行動規程を記載した冊子「J-Navi」を当社及び子会社の全役職員に配布し、企業倫理等の基本姿勢を明確するとともに、その周知を図る。
  - 「本部の組織・職制・職務分掌規程」等及び「職務決裁権限規程」により、職務の範囲や権限を定め、適切な牽制が機能する体制とする。
  - コンプライアンス統括部門がコンプライアンスに関わる企画立案・推進・教育・モニタリング等を行うとともに、よりコンプライアンスの実効性を確保するために各エリアにコンプライアンス統括責任者、各部署毎に推進責任者及び推進担当者を設置し、継続的な教育を通して職務執行上関連の深い割賦販売法、貸金業法、資金決済法を始めとする各種関係法令の遵守を図る。
  - 当社の代表取締役社長直轄の内部監査部門は、牽制機能が働く組織として「内部監査規程」等に従って当社及び子会社の監査を行う。
- 財務報告の信頼性を確保するための体制  
当社及び子会社等は、財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法その他の関係法令等に基づき有効かつ適切な内部統制の整備及び運用する体制を構築するとともに、その体制について適正に機能することを継続的に評価し、必要な是正措置を行うこととする。
- 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
  - 子会社を管理する部署には担当役員を配置し、「関係会社管理規程」に基づいて子会社を管理する体制とする。また、子会社の業務及び取締役等の職務の執行の状況を定期的に当社の取締役会に報告する。
  - 子会社を取締役会設置会社とし、当社の役職員または弁護士が取締役に就くことにより、当社が会社の業務の適正を監視できる体制とする。
  - 子会社を当社の内部監査部門による定期的な監査の対象とし、監査の結果は当社の代表取締役社長に報告する体制とし、内部監査部門は当社及び子会社の内部統制状況を把握・評価する。
  - 当社と子会社との取引(子会社間の取引を含む)については、第三者との取引と比較して著しく有利又は不利にならないようにし、必要に応じて専門家に確認する等、取引の透明化を図る体制とする。
  - 当社は、子会社の自主性を尊重しつつ子会社の業務内容の定期的な報告を受け、重要案件についてはその業務内容について事前協議を行い、子会社の取締役会にて協議すること等により、子会社の取締役の職務の執行の効率を確保する。
  - 子会社が規程等に基づいて実施するリスク管理を当社もその評価等を行う体制とする。
  - 内部通報制度(ホットライン)の窓口を当社及び子会社の共用のものとして社内外に設けるとともに、通報を行った者が当該報告をしたことを理由に不利な取扱いを受けないことを確保する体制とする。

- (8) 当社及び子会社において、法令及び社内規程等に違反またはその懸念がある事象が発生あるいは発覚した場合、速やかに部署責任者、当社の本部所管部及びコンプライアンス部門に報告する体制とする。
  - (9) 外国の子会社については、当該国の法令等の遵守を優先し、可能な範囲で本方針に準じた体制とする。
8. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
- (1) 監査役職務を補助する「監査役会事務局」を設置し、監査役会事務局所属の使用人を配置する。
  - (2) 監査役会事務局の人数等は常勤監査役との間で協議のうえ決定する。
9. 前号の使用人の取締役からの独立性及び監査役の当該に使用人に対する指示の実効性確保に関する事項
- (1) 監査役会事務局の使用人は専任とし、専ら監査役の指示に従って、その監査職務の補助を行う。
  - (2) 監査役会事務局の使用人の任命・異動に際しては、予め常勤監査役の同意を得ることとし、取締役からの独立性が確保できる体制とする。
10. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制
- (1) 監査役と協議のうえ制定した「監査役監査の実効性確保に関する規程」に基づき、当社の取締役及び使用人等、並びに子会社の取締役及び使用人等が当社の監査役に報告を行う体制とする。
  - (2) 監査役が経営会議その他社内会議に出席し、経営上の重要情報について適時報告を受けられる体制とするとともに、重要な議事録、稟議書は、都度監査役に回覧する。
  - (3) 当社の監査役が必要と判断したときは、いつでも当社の取締役及び使用人等、並びに子会社の取締役及び使用人等に対して報告を求めることができる。
  - (4) 監査役に報告を行った者が、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保する体制とする。
  - (5) 内部通報制度の通報状況について速やかに監査役に報告を行う。
11. その他監査役による監査が実効的に行われることを確保するための体制
- (1) 監査役が代表取締役に対する独立性を保持しつつ適正かつ実効的な監査を行える体制とする。
  - (2) 代表取締役は監査役会と定期的に会議を開催し、監査役が意見または情報の交換ができる体制とする。
  - (3) 内部監査部門は監査役との連絡会議を定期的に、また必要に応じて開催し、取締役等及び使用人の業務の適法性・妥当性について監査役が報告を受けられる体制とする。
  - (4) 監査役が会計監査人及び子会社の監査役と円滑に連携できる体制とする。
12. 監査役職務の執行について生ずる費用等の処理に係る方針
- 監査役職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は償還の処理については、監査役請求等に従い円滑に行い得る体制とする。

## 2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

### 1. 反社会的勢力に対する基本方針

当社は、反社会的勢力との一切の関係を遮断、排除するために、以下の通り基本方針を宣言し、これを公表しています。

- (1) 当社は、反社会的勢力との関係を一切持ちません。
- (2) 当社は、反社会的勢力による被害を防止するために、警察・暴力団追放運動推進センター・弁護士等の外部専門機関と連携し、組織的且つ適正に対応します。
- (3) 当社は、反社会的勢力による不当要求を拒絶し、必要に応じて民事及び刑事の両面から法的対応を行います。
- (4) 当社は、反社会的勢力への資金提供や裏取引を行いません。
- (5) 当社は、反社会的勢力の不当要求に対応する役職員の安全を確保します。

### 2. 反社会的勢力排除に向けた整備状況

当社は、反社会的勢力排除に向けて、以下の通り社内態勢を整備しています。

- (1) 社内規則等の策定  
当社では、上記基本方針に則り基本事項を定めた社内規則を策定するとともに、業務に即したマニュアルを策定しております。
- (2) 組織体制  
当社では、コンプライアンス統括部を反社会的勢力対応の統括部署として、反社会的勢力排除に関する企画、管理等を行っております。また、代表取締役社長をはじめとする経営陣に対して随時及び定期的に報告を行うこととしております。
- (3) 外部専門機関との連携  
当社では、外部専門機関への定期的訪問及び相談を行うことにより、外部専門機関と緊密に連携を図ることとしております。
- (4) 反社会的勢力に関する情報の収集及び管理  
当社では、三菱UFJフィナンシャル・グループ及び暴力団追放運動推進センターから情報の提供を受けるとともに警察の暴力団員検挙情報を収集し、これらを一元管理することにより、適時、的確に活用する体制としております。
- (5) 従業員の教育  
当社では、反社会的勢力の排除及び関係遮断を徹底するために、定期的、継続的に従業員に対して反社会的勢力排除及び関係遮断に関する教育を行っております。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

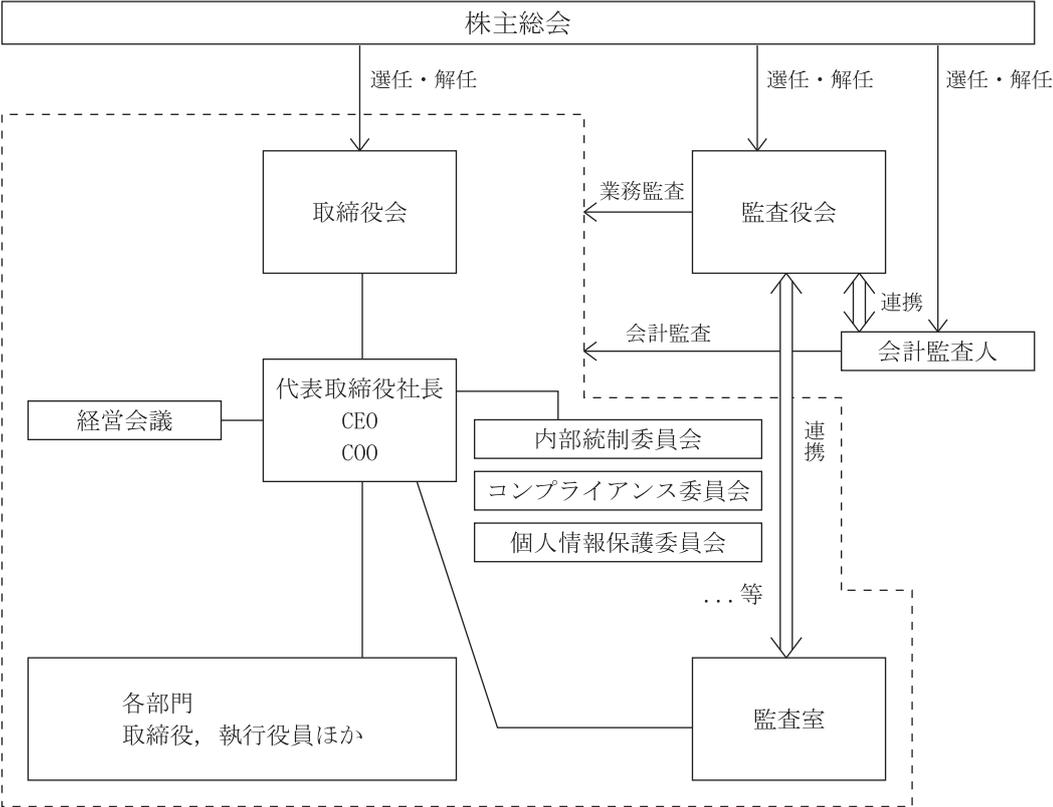
【適時開示体制の概要】

1. 適時開示に係る基本方針

当社は、株主・投資家、地域社会を始めとする全てのステークホルダーからの信頼に応え、その責任を果たし、企業価値を高めていくことが重要であると考え、迅速、正確、公平に会社情報の開示に努めることを基本方針としております。

2. 適時開示に係る体制

当社の情報開示の最高責任者及び最終決定権限者を取締役社長と定め、情報取扱責任者を経理・財務統括役員としています。決算関係情報、決定事実、重要事実、その他の重要情報等は経営会議に情報が集約され、諮問され、情報取扱責任者及び各関係統括役員の協議を経て、最終的に取締役社長により決定されます。



[適時開示体制の概要(模式図)]

